

# 屋内50m水泳場整備運営事業

## PFI事業者選定アドバイザー業務委託 仕様書

### I 業務名

屋内50m水泳場整備運営事業PFI事業者選定アドバイザー業務委託

### II 目的

埼玉県では、川口市神根運動公園及び神根公園内に屋内50m水泳場の整備を検討している。本業務は、埼玉県がPFI手法を導入して実施する屋内50m水泳場整備運営事業（以下「本事業」という。）について、実施方針の公表から特定事業の選定、事業者の選定、契約の締結までに必要となる各種検討や資料作成等を行い、本事業を実施する事業者を選定するまでの過程の適切な推進を支援することを目的とする。

### III 業務の内容

#### 1 実施方針等策定支援業務

##### (1) 川口市との協議に関する支援

屋内50m水泳場は川口市の北スポーツセンター（公民館を含む）と合築整備となる。埼玉県と川口市における事業範囲や整備負担等の協議にあたり、技術的な助言を行う等の支援を行う。

##### (2) 実施方針及び要求水準書（以下「実施方針等」という。）の案の精査

発注者がこれまでに検討した実施方針等の案を公表用に精査する。

##### (3) 実施方針等の案を公表後の質問に対する回答支援

埼玉県が公表した（2）で精査した実施方針等の案に対する民間事業者からの質問の整理及び回答書作成支援を行う。また、回答の内容に合わせて実施方針等の修正を行う。

##### (4) 特定事業の選定支援

（3）で修正した実施方針等を踏まえてVFM(Value for Money)算定条件を精査し、VFMの算定を行う。その後、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）第7条に基づく特定事業の選定に関する公表文書を作成する。

##### (5) 入札説明書及び関係書類の作成

本事業を実施する民間事業者を公募するにあたり、事業スケジュールや応募者の参加資格要件、提案書の作成要領などを整理し、入札説明書や事業者選定基準、各種様式等を作成する。

(6) 事業契約書案及び基本協定書案の作成

実施方針で整理したリスク分担表や実施方針に対する民間事業者からの質問・意見等を踏まえ、民間事業者により提供されるサービスの具体的内容、サービス対価支払条件、業務監視等の方法、契約終了時の手続、措置等を検討し、事業契約書案を作成する。

また、公募により選定された事業者が設立する特別目的会社の設立・出資に関する条件、事業契約締結までの手続等を検討し、基本協定書案を作成する。

(7) 審査委員会の運営支援（3回を想定）

実施方針等や特定事業の選定の内容等を審査するために埼玉県が設置する審査委員会の運営を支援するとともに、委員会資料及び委員会議事録の作成、委員との各種調整、委員への報酬支払い及び会場手配を行う。

2 事業者選定支援業務

(1) 民間事業者からの質問回答作成や対話実施の支援

本事業の公募時に公表した入札説明書等に対し、民間事業者から提出された質問の整理及び回答作成支援を行う。また、質問回答後に民間事業者との競争的対話を実施する場合には、その支援を行う。

(2) 審査委員会の運営支援（2回を想定）

事業者から提出された提案書を審査するために埼玉県が設置する審査委員会の運営を支援するとともに、委員会資料及び委員会議事録の作成、委員との各種調整、委員への報酬支払い及び会場手配を行う。また、審査結果を踏まえた審査講評の作成支援、選定された事業者の提案内容を踏まえたVFM算定を行い、PFI法第11条に基づく客観的な評価に関する公表資料を作成する。

(3) 契約締結支援

選定された事業者と埼玉県との契約締結に向けて、基本協定書案及び事業契約書案についての事業者の疑義を整理し、契約締結に関する支援を行う。

#### IV 業務スケジュール等

	令和4年度												令和5年度											
	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
想定事業スケジュール			実施方針公表					特定事業選定				入札説明書公表		①質問回答	競争的対話	②質問回答		提案締切		審査結果公表	基本協定締結		契約締結	
業務期間	—————												—————											
1 実施方針等策定支援業務	—————																							
2 事業者選定支援業務													—————											
その他記載されていない事項については、その都度県と協議し、決定するものとする																								

※上記のスケジュールは想定するものであり、受託者や関係者と調整し、変更することがある。

#### V 実施上の条件

##### 1 委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日まで

##### 2 業務箇所

埼玉県川口市大字神戸767-1

##### 3 施設概要

別紙基本計画のとおり

##### 4 打ち合わせ

発注者と受注者間での打ち合わせは概ね月1回程度を想定するが、必要に応じて追加して打ち合わせを行うこととする。なお、打ち合わせはZoomを活用したオンライン形式を積極的に取り入れて実施するものとする。

##### 5 成果品

「Ⅲ 業務の内容」の各業務実施後、以下の期日までに報告書等を作成する。なお、報告書の作成にあたっては、公開用の資料とその他の業務成果品を分けて作成することとする。

(1) 実施方針等策定支援業務報告書：令和5年3月24日

(2) 事業者選定支援業務報告書：令和6年3月22日

(3) 各種議事録：打合せ等終了後速やかに

##### 6 その他

(1) 成果品の内容又は納品期日等を変更する場合は、事前に協議するものとする。

- (2) 成果品は、電子データ及び紙で提出するものとする。なお、電子データの形式又は紙資料の提出部数については、その都度発注者が指示する。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、双方の協議の上別途定めるものとする。
- (4) 本業務を受注した者（再委託又は下請等の者を含む）は、本事業がPFI法第6条に基づく特定事業として選定された場合にあつては、同法第7条に定める民間事業者の選定に応募又は参画及び応募又は参画しようとする民間事業者のコンサルタント等となつてはならない。資本・人事面等において関連があると認められた者もまた同様とする。
- (5) 本事業が特定事業として選定されなかった場合、「事業者選定支援業務」は中止とする。